

つくば市

地域経済循環創造事業交付金申請事業

選定要領

(令和8年度第1回審査会)

令和8年(2026年)4月

つくば市

1 選定の目的

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金(以下「交付金」という。)において、全国から申請される事業の中から採択を受けるためには、市の担当課による伴走支援を実施し、申請する事業を磨き上げる必要がある。そのために、つくば市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)により、市から交付金の交付申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)を選定する。

本要領は、令和9年度における申請事業を選定するにあたり、必要な事項等を定める。

2 選定による効果

(1) 交付金の交付申請に向けた伴走支援

選定された申請事業について、総務省からの採択を目指し、市が総務省に交付金の交付申請をするまでの間、市の担当課による伴走支援を実施する。ただし、各担当課が伴走支援を実施する申請事業の件数は、原則、各年度1事業とする。

(2) 市からの補助

市は、申請事業のうち総務省から交付金の交付決定を受けた事業について、別に定める補助要項に基づき、補助金を交付する。

ア 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知)(以下「交付要綱」という。)第10条に規定する交付金の交付決定の日から同要綱第14条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

イ 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から事業者等が地域金融機関等(※)若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額(以下「融資額等」という。)及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

(ア) 融資額等が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円

(イ) 融資額等が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円

- (ウ) 融資額等が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
(エ) 融資額等が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円

※地域金融機関等：日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、第1地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等、地域活性化ファンド、民間クラウドファンディング、ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

3 選定の対象となる事業

申請事業の選定対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助金事業」という。)とする。なお、申請事業の選定に参加する事業者等は交付要綱及び交付金に係る総務省ホームページ等を予め参照すること。

- (1) 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 事業者等にとって新規事業であること。
- (4) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

4 選定への参加要件

申請事業の選定に参加する事業は、次の(1)～(5)の要件をすべて満たすとともに、申請事業の選定に参加する事業者等は、次の(6)及び(7)の要件をすべて満たすこと。

- (1) 補助金事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 申請事業の選定に参加する事業について、国が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (3) 申請事業の選定に参加する事業について、本市が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (4) 補助金事業は、令和9年6月1日以降に着手し、令和10年2月29日までに完了すること。また、補助金事業の実施期間が2年に渡る場合、2年目の補助金事業は令和10年4月1日以降に着手し、令和11年2月28日までに完了すること。
- (5) 2(2)アに規定する補助対象経費のうち、融資額等の総額が2(2)イに規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、上記の融資及び貸付額は見込みであっても選定対象とする。

また、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

- (6) 本店所在地の市税、都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) つくば市暴力団排除条例(平成23年つくば市条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 選定前に行う事前確認

(1) 目的

選定への参加に向けて、市が提出書類を確認するとともに、総務省に必要な照会を行い、補助金事業の実施計画及び収支計画等について助言や疑義等の確認を行う。

(2) 提出書類

事前確認を受けるため、事業者等は以下を提出しなければならない。

ア 事業実施計画書(様式第3号)

イ 補助金事業の工程表(任意様式)

ウ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

エ 補助金事業の詳細内容が分かる資料(任意様式)

オ 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し

カ 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式

キ 令和8年度第1回つくば市地域経済循環創造事業審査会 事前確認用チェックシート(様式第4号)

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期間

令和8年(2026年)5月1日(金)～5月29日(金)

(5) 提出先

住所 : 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 政策イノベーション部 企画経営課

E-mail : pln121@city.tsukuba.lg.jp

(6) 提出方法

上記(5)に記載のメールアドレス宛に電子メールで提出すること。なお、上記(2)の提出書類のうち、ア～エ及びキはExcel又はWordデータ、オ及びカはPDFデータで提出すること。

(7) 事前確認を行う期間

令和8年(2026年)5月1日(金)～7月24日(金)

6 選定

(1) 審査会

ア 設置

市が令和9年度における申請事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした審査会を設置する。

イ 開催

審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催し、非公開とする。また、審査会は令和8年(2026年)9月中旬につくば市役所で開催を予定しているが、詳細は別途通知する。

ウ 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

エ プレゼンテーションにおける留意事項

- (ア) 出席者は3名以内とし、補助金事業の責任者1名は必ず出席すること。
- (イ) 実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内）とする。
- (ウ) プレゼンテーションは事業実施計画書等を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

オ 審査基準

審査会の構成委員は、以下の基準をもって採点を行う。

No	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業内容・地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか。 ※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか。	15
2	事業内容・公共的な地域課題の解決	・当市の地域課題の解決につながる事業であるか。 ・つくば市未来構想や第3期つくば市戦略プラン、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。 ※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。	20
3	事業内容・事業の新規性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。	5
4	事業内容・事業のモデル性	・市内で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。 ・市内の類似の事業との整理がついており、非競争性が確保できている事業であるか。	15
5	事業内容・事業の実現性	・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。	10
6	事業内容・実現性・継続性	・地域人材の雇用計画及び育成計画は具体的かつ確実性があるか。	10
7	事業内容・継続性・事業の収支計画	・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。	10
8	事業内容・継続性・リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	5
9	事業内容・継続性・事業の自立性	・補助金事業の完了後(令和10年4月以降)、当市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10
合計			100

カ 選定方法

- (ア) 原則、各事業分野(担当課)につき1つの申請事業を選定する。
- (イ) 会長を含む全委員の評価点の合計が6割に満たない場合は、申請事業として選定しない。
- (ウ) 1つの事業分野に2つ以上の事業が参加した場合は、各委員は評価の合計点数による順位付けを行い、原則として第1順位の最も多い事業を各事業分野の第1順位となる事業として選定する。なお、第1順位が最も多い事業が2つ以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。それでも順位が決定しない場合には、会長を含む全委員で協議の上、会長が総合的に判断し、選定する。
- ① 全ての審査項目の会長を含む全委員の評価点の合計
 - ② 事業の内容や性質に関する項目の会長を含む全委員の評価点の合計
 - ③ 公共的な地域課題の解決に関する項目の会長を含む全委員の評価点の合計
 - ④ 地域資源の活用に関する項目の会長を含む全委員の評価点の合計

(2) 参加手続

ア 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者等は以下を提出しなければならない。なお、(ウ)～(ク)については、上記5に規定する市の事前確認を受けていること。

また、記入方法については、別添「提出書類の記入方法」を参照すること。

- (ア) つくば市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式第1号)
- (イ) 参加要件に係る申立書(様式第2号)
- (ウ) 事業実施計画書(様式第3号)
- (エ) 補助金事業の工程表(任意様式)
- (オ) 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)
- (カ) 補助金事業の詳細内容が分かる資料(任意様式)
- (キ) 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し
- (ク) 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式
- (ケ) その他市長が必要と認める書類

イ 提出部数

正本1部、副本10部の合計11部及び提出書類のPDFデータを提出すること。

ウ 提出期間

令和8年(2026年)7月27日(月)～8月7日(金)

持参の場合における受付時間は、平日の8時45分～16時30分とする。

エ 提出先

住所 : 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 政策イノベーション部 企画経営課

E-mail : pln121@city.tsukuba.lg.jp

オ 提出方法

正本、副本は郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出し、PDFデータは電子メールで送付すること。

カ 留意事項

- (ア) 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。
- (イ) 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (ウ) 書類提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。
- (エ) 提出された書類は、返却しない。
- (オ) 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (カ) 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例(平成27年つくば市条例第27号)に基づき、提出書類を公開することがある。

(3) 結果の通知

申請事業の選定に参加した事業者等に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受け付けず、選定経緯は公表しない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (ウ) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (エ) 未提出書類があった場合

7 選定された申請事業の留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本市との協議において、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 事業者等は、市が総務省に交付金の交付申請をするまでの間、市の担当課による伴走支援を受けなければならない。

8 スケジュール

期間	内容
令和8年4月17日(金)	本要領の公表
令和8年5月1日(金)～5月29日(金)	事前確認書類の受付期間
令和8年5月1日(金)～7月24日(金)	事前確認書類の確認期間
令和8年7月27日(月)～8月7日(金)	提出書類の受付期間
令和8年9月中旬(予定)	第1回審査会の開催
令和8年9月下旬(予定)	選定結果の通知
令和8年10月～令和9年3月(予定)	担当課による伴走支援期間
令和9年3月下旬(予定)	市から総務省への交付申請
令和9年5月下旬(予定)	総務省の交付決定
令和9年5月下旬(予定)	事業者等から市への補助申請
令和9年5月下旬(予定)	市の交付決定
令和9年6月(予定)	補助金事業の事業着手
令和10年3月中旬(予定)	事業者等から市への補助金事業に係る実績報告

9 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 政策イノベーション部 企画経営課
電話：029-883-1111 (内線：5257)
E-mail：pln121@city.tsukuba.lg.jp

別添

提出書類の記入方法

- (1) 提出書類の様式
提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。
- (2) 様式の入手方法
様式は、本市のホームページに掲載する。
- (3) 書類作成時の書式等
 - ア 用紙サイズはA4とし、横書きとすること。
 - イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。
 - ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
 - エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (4) 様式記入上の注意
 - ア つくば市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式第1号)
担当者については、窓口となる者の連絡先等を記載すること。
 - イ 事業実施計画書(様式第3号)
以下のことをわかりやすく記載すること。
 - (ア) 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
 - (イ) 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応の代替となること。
 - (ウ) 事業者等にとって新規事業であること。
 - (エ) 同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
 - (オ) 補助金事業の完了後に市からの支援を必要としない持続可能な自立した事業であること。
 - ウ 補助金事業の工程表(任意様式)
補助金事業の実施内容を掲載すること。なお、補助金事業は令和9年6月1日以降に着手し令和10年2月29日までに完了すること。また、補助金事業の実施期間が2年に渡る場合、2年目の補助金事業は令和10年4月1日以降に着手し、令和11年2月28日までに完了すること。
 - エ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)
申請事業の実施にあたり必要な以下の内容について記載すること。
 - (ア) 遵守すべき法令等
 - (イ) 取得が必要な許可等の名称、関係機関との調整状況及び取得スケジュール